

問題 1. 外為法第 1 条では、「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し（ A ）の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。（ A ）には、「必要最小限」が入る。

問題 2. 輸出貿易管理令は、経済産業省令である。

問題 3. 東京にある A 大学の X 教授は、役務取引許可が必要な技術であったにもかかわらず、役務取引許可を取得せずに技術を非居住者や外国において提供した。この場合、X 教授が提供当時、外為法を知らなかったのであれば、無許可提供の外為法違反に問われることはない。

問題 4. 外為法では、輸出許可が必要な 2 億円の工作機械を不正輸出した場合、不正を行った輸出者に対して、10 億円までの罰金を科すことができる。

問題 5. 横浜の貿易会社 A は、タイにある日系の自動車メーカーから、1 つの注文で、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する弁 10 セットの注文を受けた。弁の総価額は 20 万円である。この取引について貿易会社 A は少額特例を適用することができるので、輸出許可は不要である。

問題 6. いわゆるリスト規制該当技術とは、外為令別表の 1 から 16 の項に該当する技術をいう。

問題 7. 輸出令別表第 1 の 2 の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する貨物という意味である。

問題 8. 大阪にある貿易会社 A は、上海にあるメーカー B から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当するニッケル合金 2 トンの注文を受けた。貿易会社 A の担当者は、通常取引の範囲内で、メーカー B の担当者に用途を確認したところ、「照明器具の新商品に関係するので、お話できない。」と断られた。この場合、貿易会社 A は、経済産業大臣によるインフォームの限り、キャッチオール輸出許可は不要である。

問題 9. 九州にある A 市の水道局では、ロンドンにあるメーカー B から海水を真水に変える装置（輸出令別表第 1 の 3 の 2 の項（2）に該当）を 2 台借りていた。2 年間の契約期間が終了したので、当該装置を来月、ロンドンにあるメーカー B に返送する予定である。この場合は、A 市は、日本にある地方公共団体なので、輸出許可は不要である。

問題 10. 東京にあるメーカー A では、コスト削減の観点から、輸出管理に関する関係法令集やガイダンスなどは常備していない。貨物の該非判定については、ネット上にある輸出令別表第 1 の政令の規定を見て判断し、技術についても、同様に外為令別表の政令の規定をネットで見えて判断している。メーカー A の輸出管理は、適切と言える。

問題 11. 東京にある貿易会社 A では、契約に基づき、外為令別表の 2 の項（1）に該当するプログラム X を CD-ROM に入れて、フランスにある鉄道メーカー B に提供する予定である。この場合、貿易会社 A は、輸出許可ではなく、役務取引許可を取得する必要がある。

問題 12. 横浜にあるメーカー A は、来年、B 国への工場進出を検討している。そのため、来週、東京にある B 国大使館で、外為令別表の 7 の項（1）に該当する技術について、B 国大使を含む大使館関係者に口頭で説明する予定である。この場合、非居住者への技術提供にあたるので、メーカー A は、事前に役務取引許可が必要である。

問題 13. 名古屋にある貿易会社 A は、ドイツにあるバルブメーカー B からバルブ X（10 セット）を輸入し、タイにある日系の自動車メーカー C に輸出する予定である。当該バルブ X は、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する貨物であったが、貿易会社 A と取引がある通関業者 D の担当者に、「この種のバルブで、該当品は見たことがない。」と言われたので、貿易会社 A では、非該当との判定書を作成し、輸出許可を取得することなく、自動車メーカー C に輸出した。この場合、無許可輸出の外為法違反に問われるのは通関業者 D であって、貿易会社 A が問われることはない。

問題 14. ドイツにあるメーカー A は、東京で行われる国際見本市に輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当する貯蔵容器 X を出品し、国際見本市終了後に、そのままドイツに持ち帰る予定である。ドイツに戻す場合、メーカー A は、貯蔵容器 X について輸出許可は不要である。

問題 15. 東京にある貿易会社Aは、横浜にある電機メーカーBから、輸出令別表第1の16の項に該当する太陽電池パネルを100セット購入し、台湾にあるメーカーCに輸出する予定である。この場合、台湾は、ホワイト国であることから、キャッチオール規制については、規制の対象外なので、需要者や用途を確認する必要はない。

問題 16. 名古屋にある電機メーカーAでは、外国ユーザーリストに掲載されているイランの大学（懸念区分は、生物・化学・ミサイル・核）を卒業したX氏を今年4月から中東担当の営業社員として雇用している。電機メーカーAでは、X氏に、社内研修用資料を近日提供する予定であるが、資料の一部に外為令別表の2の項（1）に該当する技術があったとしても、この場合、役務取引許可は不要である。

問題 17. 東京にある貿易商社Aは、ニューヨークにある企業Bから、輸出令別表第1の5の項（18）に該当する有機繊維（価額10億円）の注文を受けた。用途について確認したところ、通常兵器である地对空ミサイルの構造材として使用すると連絡を受けた。貿易商社Aは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該有機繊維を輸出する場合、「その他の軍事用途」にあたり、失効するので、別途、個別の輸出許可を取得する必要がある。

問題 18. 特別一般包括許可については、輸出管理内部規程を経済産業省に届け出ている必要はなく、該非判定責任者と統括責任者を届け出れば、どの法人でも取得することができる。

問題 19. 名古屋にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の5の項（5）に該当する合金X（価額200万円）を来月、タイにある自動車メーカーBに輸出する予定である。当該合金Xは、日本でもタイでも鋼材関連の店に行けば誰でも購入できるので、この場合、輸出許可は不要である。

問題 20. 経済産業省が公表している外国ユーザーリストは、通常兵器キャッチオール規制に関係するリストである。

問題 21. 1つの契約で、輸出令別表第1の2の項（12）に該当する工作機械12台を3回に分けて輸出する場合、その都度輸出許可を取る必要がある。

問題 22. 経済産業大臣は、外為法第48条第1項に違反した者に対し、行政制裁を科すことができる。

問題 2 3. 安全保障輸出管理において、多段階のチェック体制を作ることは、コストがかかり、また、他人任せになって間違いが起こりやすい。したがって、該非判定は、専任の技術者一人で行うことが望ましい。

問題 2 4. 輸出許可申請時に添付する契約書については、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込むことが運用通達等で求められている。.

問題 2 5. 輸出管理が適切に行われているか否かを確認する監査は、個々の企業や大学研究機関等の経営状況に応じて実施すればよく、定期的の実施する必要はない。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
少額特例	輸出令第4条第1項第四号で規定されている特例
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者や用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

平成26年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第29回)

(STC Associate)試験問題